

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

今後の私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

緊急事態宣言解除後の私立学校の対応については、令和3年9月28日付け学事第870号で県教育局と同様の対応を取るようお願いしておりました。

今般、10月25日以降の県立学校については、別添「10月25日以降の県立学校の対応」のとおりとすることになりましたのでお知らせします。

つきましては、各私立学校におかれましても、下記を参考に感染防止対策の徹底を継続し各種教育活動を実施くださいますようお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策の徹底を継続し、各種教育活動を実施する。

2 基本的な感染防止対策等の徹底

- ・ 家族を含む体調不良者等の登校・出勤自粛を徹底すること。
- ・ 手洗い・マスクの正しい着用の徹底と適切な換気・保湿を実施すること。
- ・ 食事（給食）中の会話を控えるなど、感染防止対策を徹底すること。

3 学習活動について

- ・ 感染症対策を徹底した上で実施すること。

4 学校行事について

- (1) 運動会、体育祭、音楽会、合唱コンクール等について
 - ・ 企画内容を工夫し、感染防止対策を徹底すること。
- (2) 修学旅行等、泊を伴う校外行事について
 - ・ 目的地の状況等を踏まえて判断すること。

5 部活動について

- ・ 感染拡大防止対策を徹底した上で、各市町村の部活動の方針に基づく活動を実施すること。
- ・ 練習試合、県外での活動、合宿等は慎重に判断すること。

6 その他

- ワクチン接種を希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。児童生徒に対するワクチン接種については、接種への正しい理解を促進するとともに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をすること。
- なお、ワクチン接種はあくまで任意であり、接種の有無が、偏見や差別につながるものがないよう、指導等に留意すること。

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558